

議案第14号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営東山水泳場） について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県営東山水泳場
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市天神町50番地3
一般財団法人鳥取県水泳連盟
会長 川 口 武
- 3 指 定 の 期 間 平成27年11月1日から平成29年3月31日まで
- 4 理 由 東山水泳場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県水泳連盟を指定管理者として指定しようとするものである。